

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社橋本組

法人番号 2080001015112（国土交通大臣許可 第 024689 号）

2 取引停止措置期間

2 か月（令和 6 年 1 0 月 2 3 日～令和 6 年 1 2 月 2 2 日）

3 取引停止の理由

株式会社橋本組は、焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、柱の打設位置のずれを補正するために、公共建築工事標準仕様書に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる粗雑工事を行った。また、発注者へは、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を提出した。

このことが建設業法 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 6 年 9 月 3 日、中部地方整備局長から営業停止処分を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 1 第 2 号に該当するため。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一